

一、相关新法令、新政策

● 公司债转股登记管理办法

- 【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】国家工商行政管理总局令第 57 号
 【发布日期】2011-11-23
 【实施日期】2012-01-01
 【出台背景】为了推动企业减轻债务负担、破解经营资金困难，帮扶破产企业实现重整计划、摆脱困境，促进相关企业优化资产结构、提高融资能力。
 【内容提要】根据该办法：

<p>“债转股”的定义</p> <ul style="list-style-type: none"> 债权人以其依法享有的对在中国境内设立的有限责任公司或者股份有限公司的债权，转为公司股权，增加公司注册资本的行为。
<p>“债转股”的适用范围（3 类债权）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【合同债权】公司经营中债权人与公司之间产生的合同之债转为公司股权，债权人已经履行债权所对应的合同义务，且不违反法律、行政法规、国务院决定或者公司章程的禁止性规定； 【裁定债权】人民法院生效裁判确认的债权转为公司股权； 【重组债权】公司破产重整或者和解期间，列入经人民法院批准的重整计划或者裁定认可的和解协议的债权转为公司股权。
<p>其他要点</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律、行政法规或者国务院决定规定债转股须经批准的，应当依法经过批准（例如，针对外商投资企业的商务审批）。 债转股作价出资金额与其他非货币财产作价出资金额之和，不得高于公司注册资本的百分之七十。 用以转为股权的债权，应当经依法设立的资产评估机构评估。债转股的作价出资金额不得高于该债权的评估值。 债转股应当经依法设立的验资机构验资并出具验资证明。

【法令全文】请点击以下网址查看：
 公司债转股登记管理办法
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/qyzcj/201111/20111123_121046.html
 答记者问
http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/20111/20111124_121096.html

一、関連する新法令、新政策

● 会社デットエクイティスワップ登記管理弁法

- 【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】国家工商行政管理総局令第 57 号
 【発布日】2011-11-23
 【施行日】2012-01-01
 【発布の背景】企業の債務負担を軽減し、経営資金の困難を解決し、破産企業の再生計画の実現と苦境脱却を助け、関係企業の資産構造の最適化を促進し、融資能力を引き上げるためである。

【概要】本弁法によると以下の通りである。

<p>「デットエクイティスワップ」の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権者が、自己の法に照らして有する中国国内に設立した有限責任会社又は株式有限会社に對する債権をもって会社の持分とし、会社の登録資本を増やす行為である。
<p>「デットエクイティスワップ」の適用範囲（3 類の債権）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【契約債権】会社の経営における債権者と会社との間に発生した契約の債権を会社の持分とするものであり、債権者が債権の対応する契約義務をすでに履行し、且つ法律、行政法規、國務院の決定又は会社定款の禁止性規定に違反しない。 【裁定債権】人民法院の有効な裁判で確認される債権を会社の持分とする。 【再編債権】会社の破産再生又は和解期間中に、人民法院が認める再生計画に盛り込まれた又は裁定で認める和解協議の債権を会社の持分とする。
<p>その他の要点</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律、行政法規又は國務院の決定で、デットエクイティスワップが必ず許可を受けなければならないと定められている場合、法に照らして許可を受けなければならない（たとえば、外商投資企業の商務審査許可など）。 デットエクイティスワップで価格設定した出資金額とその他非貨幣財産により価格設定した出資金額との合計は、会社登録資本の 70%を上回ってはならない。 持分に転じる債権は、法に照らして設立した資産評価機関の評価を受けなければならない。デットエクイティスワップで価格設定した出資金額は、当該債権の評価値を上回ってはならない。 デットエクイティスワップは、法に照らして設立した出資検査機関の出資検査を受け且つ出資検査証明が発行されなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 会社デットエクイティスワップ登記管理弁法
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/qyzcj/201111/20111123_121046.html
 記者質問に対する回答
http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/20111/20111124_121096.html

● **关于调整完善资源综合利用产品及劳务增值税政策的通知**

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税〔2011〕115号
 【发布日期】2011-11-21
 【内容提要】该通知对农林剩余物资源综合利用产品增值税政策进行了调整完善，并增加部分适用增值税优惠政策的资源综合利用产品及劳务。根据该通知：

根据优惠幅度的不同分为 5 条政策
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对销售自产的以建（构）筑废物、煤矸石为原料生产的建筑砂石骨料免征增值税。 ▪ 对垃圾处理、污泥处理处置劳务免征增值税。 ▪ 对销售利用工业生产过程中的余热、余压生产的电力或热力等 7 种自产货物实行增值税即征即退 100% 的政策。 ▪ 对销售以“三剩物”、“次小薪材”和农作物秸秆 3 类农林剩余物为原料生产的木（竹、秸秆）纤维板、木（竹、秸秆）刨花板，细木工板、活性炭、栲胶、水解酒精、炭棒以及以沙柳为原料生产的箱板纸等自产货物，实行增值税即征即退 80% 的政策。 ▪ 对销售以蔗渣为原料生产的蔗渣浆、蔗渣刨花板及各类纸制品等 8 种自产货物实行增值税即征即退 50% 的政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11740942.html>

● **关于同意北京市等 21 个城市创建国家电子商务示范城市的复函**

【发布单位】国家发展和改革委员会办公厅等八部门
 【发布文号】发改办高技〔2011〕2753号
 【发布日期】2011-11-11
 【内容提要】为促进电子商务的发展，决定将北京市、天津市、上海市、重庆市、青岛市、宁波市、厦门市、哈尔滨市、武汉市、广州市、成都市、南京市、长春市-吉林市、杭州市、福州市、郑州市、南宁市、昆明市、银川市、苏州市、汕头市等 21 个城市列为国家电子商务示范城市。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20111122_445911.htm

● **資源综合利用製品及び労務増値税政策を調整し整備することについての通知**

【発布機関】財政部、国家税務総局
 【発布番号】財税〔2011〕115号
 【発布日】2011-11-21
 【概要】本通知は、農林余剰物資源综合利用製品の増値税政策を調整し、整備し、且つ増値税優遇政策を適用する資源综合利用製品及び労務の一部を追加している。本通知によると以下の通りである。

優遇の幅に応じて、5 つの政策に分けられる。
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自社生産する建（構）築廃棄物、石炭脈石を原材料として生産する建築骨料の販売について増値税を免除する。 ▪ ゴミ処理、污泥処理の処理労務について増値税を免除する。 ▪ 工業生産過程で発生する余熱、余圧を利用して生産する電力又は熱力等の 7 種類の自社生産貨物を販売する場合に、増値税の徴収後 100% 払戻の政策を実施する。 ▪ 「三余剰物」、「副次薪材」及び農作物茎 3 類の農林余剰物を原材料として生産する木（竹、茎）繊維板、木（竹、茎）プラスターボード、ブロックボード、活性炭、タンニン抽出物、加水分解アルコール、炭素棒及び沙柳を原材料として生産するクラフト紙等の自社生産貨物を販売する場合、増値税の徴収後 80% 払戻の政策を実施する。 ▪ サトウキビの搾りかすを原材料として生産するパガス、プラスターボード及び各種紙製品等 8 種類の自社生産貨物の販売について、増値税の徴収後 50% 払戻の政策を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11740942.html>

● **北京市等 21 の都市が国家電子商取引模範都市を建設することに同意する返答書**

【発布機関】国家発展改革委員会办公厅等八部門
 【発布番号】发改办高技〔2011〕2753号
 【発布日】2011-11-11
 【概要】電子商取引の発展を促すため、北京市、天津市、上海市、重慶市、青島市、寧波市、アモイ市、ハルビン市、武漢市、広州市、成都市、南京市、長春市-吉林市、杭州市、福州市、鄭州市、南寧市、昆明市、銀川市、蘇州市、汕頭市の 21 都市を国家電子商取引模範都市とした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2011tz/t20111122_445911.htm

● 交通运输突发事件应急管理規定

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部令 2011 年第 9 号
【发布日期】2011-11-14
【实施日期】2012-01-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugongga/o/jiaotongbu/haishijiulao/201111/t20111125_1146139.html

● 关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）的补充规定

【发布单位】最高人民检察院、公安部
【发布日期】2011-11-22
【内容提要】该补充规定在《关于公安机关管辖的刑事案件立案追诉标准的规定（二）》的基础上，增加了对外国公职人员、国际公共组织官员行贿案，虚开发票案及持有伪造的发票案的相关追诉标准。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3838/3016975.html>

● 北京市国有土地上房屋征收停产停业损失补偿暂行办法（北京）

【发布单位】北京市住房和城乡建设委员会、北京市人力资源和社会保障局、北京市工商行政管理局
【发布日期】2011-11-18
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.bjjs.gov.cn/publish/portal0/tab662/info67215.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 商务部将实施积极的机电产品进口促进战略

日前，“2011 中国先进技术装备进口论坛”在深圳召开，围绕实施积极的机电产品进口促进战略、扩大先进技术装备进口、推动引进消化吸收再创新

● 交通運輸突発事件緊急管理規定

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交通運輸部令 2011 年第 9 号
【発布日】2011-11-14
【施行日】2012-01-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.moc.gov.cn/zhuzhan/zhengwugongga/o/jiaotongbu/haishijiulao/201111/t20111125_1146139.html

● 公安機關が管轄する刑事案件立案追訴基準の規定（二）についての補充規定

【発布機関】最高人民検察院、公安部
【発布日】2011-11-22
【概要】本補充規定は、「公安機關が管轄する刑事案件立案追訴基準の規定（二）」をベースに、外国公務員、国際公共組織の職員に対する贈賄案、領収書の虚偽発行、偽造領収書所持に関する追訴基準を追加した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mps.gov.cn/n16/n1282/n3493/n3838/3016975.html>

● 北京市国有土地上家屋収用による生産営業停止の損失補償暫定弁法（北京）

【発布機関】北京市住宅及び都市農村建設委員会、北京市人的資源及び社会保障局、北京市工商行政管理局
【発布日】2011-11-18
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.bjjs.gov.cn/publish/portal0/tab662/info67215.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 商務部は積極的な機電製品輸入促進戦略を実施する

先頃、「2011 中国先端技術設備輸入フォーラム」が深センで開かれ、積極的な機電製品輸入促進戦略の実施、先端技術設備の輸入拡大、技術を導入し消化

等内容进行研讨。

商务部将会同有关部门着重在以下四个方面稳步实施积极的机电产品进口促进战略：

- **优化进口结构。**完善现行相关进口政策，加大对先进技术和关键设备、关键零部件的进口支持力度，加大对引进消化吸收再创新的支持力度。大力支持战略性新兴产业关键技术和设备进口。
- **进一步提高贸易便利化水平。**减少进口环节和手续，提高进口的通关效率。
- **积极开展贸易促进活动。**行业商会、协会和进出口商会要积极组织企业开展贸易促进活动，解决企业进口需求，特别是有利于提高企业国际竞争力的进口需求。
- **加强国际交流与合作，完善多双边高技术领域经贸合作机制。**加大力度继续敦促美欧放宽对华民用高技术出口管制，扩大双边高技术贸易。加强知识产权保护，引导企业遵守和利用知识产权法律制度。

(摘自商务部网站；2011年11月21日发布)

● [《外商投资产业指导目录》鼓励类外商投资项目限制条件的理解与分析](#)

内容提要：

《外商投资产业指导目录》中，部分鼓励类外商投资项目附加了有关投资方式、股权比例等限制条件。各限制条件的法律效力，相关法律没有明确规定，实务中，也有不同的理解。本文结合相关政府部门对此问题的不同理解以及律师以往实务操作经验，予以简要分析。

正文：

中国的[《外商投资产业指导目录（2007年修订）》](#)、以及2011年04月份发布的[《外商投资产业指导目录（2011年征求意见稿）》](#)中，部分鼓励类外商投资项目附加了“限于合资、合作”、“限于合资”、“限于合作”、“中方控股”、“中方相对控股”、“外资比例不高于50%”等有关投资方式、股权比例的限制条件（以下简称“限制条件”）。**由此产生的问题是，对于附加了限制条件的鼓励类外商投资项目，外国投资者没有按照限制条件的要求进行投资的话，那么，会对外国投资者的投资产生何种影响？**例如，对于限于合资、合作的鼓励类外商投资项目，如果外国投资者以外商合资、外商独资的方

吸收した再イノベーションの推進等の内容をめぐって検討した。

商務部は、関係部門と共同で以下の4つの方面において積極的な機電製品輸入促進戦略を安定的に実施することを重要視している。

- **輸入構造を最適化する。**現行の輸入政策を整備し、先端技術と主要な設備、主要な部品の輸入支援を強化し、技術を導入し消化吸收した再イノベーションの支援を強化する。戦略的新興産業の主要技術と設備の輸入を大々的に支援する。
- **貿易利便化水準を更に向上させる。**輸入の段階と手続を減らし、輸入の通関効率を引き上げる。
- **貿易促進を積極的に実施する。**業種商会、協会及び輸出入商会は企業の貿易促進活動を積極的に実施し、企業の輸入におけるニーズを解決し、とりわけ、企業の国際競争力の向上に有利な輸入におけるニーズを解決する。
- **国際交流と提携を強化し、多国間・二国間ハイテク分野の経済貿易提携メカニズムを整備する。**欧米が中国の民間用ハイテク輸出に対する規制を緩和し、二国間ハイテク貿易を拡大するよう引き続き強く働きかける。知的財産権の保護を強化し、企業が知的財産権の法律制度を遵守し利用するよう導く。

(2011年11月21日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

● [「外商投資産業指導目録」中の奨励類外商投資プロジェクト制限条件についての認識および分析](#)

概要：

「外商投資産業指導目録」では、一部の奨励類外商投資プロジェクトに対し、その投資方式、持分比率などの制限条件が付加されている。各制限条件の法的効力について、斯かる法律では明確に規定しておらず、実務においては、異なる認識が存在する。本文は、斯かる政府部門の本件に対する異なった認識及び筆者の従来の実務経験と併せ、簡潔に分析する。

本文：

中国の「[外商投資産業指導目録\(2007年改正\)](#)」、および2011年4月に公布された「[外商投資産業指導目録\(2011年意見募集案\)](#)」の中で、一部の奨励類外商投資プロジェクトについて「合併、合作に限る」、「合併に限る」、「合作に限る」、「中方による持分支配」、「中方による相対的持分支配」、「外資比率は50%を超えない」といった投資方式、持分比率に関する制限条件（以下「制限条件」という）を付加した。**これにより生じる問題は、制限条件を付加した奨励類外商投資プロジェクトについて、外国投資者が制限条件の要求に従って、投資を行わなかった場合、外国投資者にどのような影響が及ぶかである。**たとえば、合併、合作に限定される奨

式投资，那么，其结果是该投资无法作为鼓励类项目通过审批，但可以转为允许类项目办理？还是，既不能作为鼓励类项目、也不能作为允许类项目通过审批？对此问题，律师拟通过本文进行简要分析。

1. 《外商投资产业指导目录》制定部门的理解

对此问题，包括《外商投资产业指导目录》、《指导外商投资方向规定》在内的相关法律都没有明确规定。因此，我们与《外商投资产业指导目录》的制定部门，即中国国家发展和改革委员会（以下简称“发改委”）、国家商务部进行了确认，他们认为：

- 对于附加了限制条件的鼓励类外商投资项目，外国投资者只能按照限制条件要求的方式进行投资；
- 不符合限制条件的，不能进行投资，也不能转为允许类项目办理审批手续。

但是，律师在处理外商投资业务时发现，虽然《外商投资产业指导目录》的制定部门理解一致，但是，在实务操作中，不同地区的发改委、商务部门的不同工作人员，对于上述问题仍然存在着两种截然不同的理解。

2. 两种不同的理解

内容	理解 1	理解 2
主要观点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于附加了限制条件的鼓励类外商投资项目，<u>外国投资者只能以限制条件限定的方式进行投资</u>，不得采用限制条件之外的方式进行投资； ▪ 外国投资者不按照限制条件限定的方式投资的，不能通过审批，也不能转为允许类项目办理。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于附加了限制条件的鼓励类外商投资项目，<u>外国投资者只有按照限制条件限定的方式投资才属于鼓励类项目</u>； ▪ 外国投资者不按照限制条件限定的方式投资的，不属于鼓励类项目。但是，在相关法律（例如，某一行业领域的专项规定）没有限制或禁止的前提下，<u>可以作为允许类项目办理。</u>

励类外商投资项目については、外国投資者が外商合併、外商独資の方式により投資した場合、その結果は、当該投資は奨励類プロジェクトとして審査許可を通過することはできないが、許可類プロジェクトに転向して処理することは可能なのか、それとも、奨励類プロジェクトとしても、許可類プロジェクトとしても審査許可を通過することはできないのか。この点について、筆者は、本文を通じて簡潔な分析を行う。

1. 「外商投資産業指導目録」の制定部門による認識

この点については、「外商投資産業指導目録」、「外商投資方向指導規定」を含む斯かる法律においても明確な規定はない。したがって、「外商投資産業指導目録」の制定部門である中国国家發展改革委員会（以下「发改委」という）、国家商務部に確認を行ったところ、彼らの認識は以下の通りである。

- 制限条件を付加した奨励類外商投資プロジェクトについては、外国投資者は制限条件の要求にしたがって、投資を行うことしかできない。
- 制限条件に適合しない場合、投資を行うことも、許可類プロジェクトに転向して審査許可手続を行うこともできない。

ただし、筆者が外商投資業務を処理する際に気付いた点として、「外商投資産業指導目録」の制定部門の認識は一致してはいるが、実務取扱の過程では、地域毎の发改委、商務部門の職員ごとに、上記の問題については依然として二通りに全く異なる認識が存在している。

2. 二通りの異なる認識

内容	認識その 1	認識その 2
主な観	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 制限条件を付加した奨励類外商投資プロジェクトに対して、<u>外国投資者は制限条件で限定された方式でしか投資を行うことができず</u>、制限条件以外の方式により投資を行ってはならない。 ▪ 外国投資者が制限条件で限定された方式に従って投資を行わなかった場合、審査許可を通過することも、また許可類プロジェクトに転向して処理することもできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 制限条件を付加した奨励類外商投資プロジェクトに対して、<u>外国投資者が制限条件で限定された方式により投資することで、初めて奨励類プロジェクトとして取扱うことができる。</u> ▪ 外国投資者は、制限条件で限定された方式に従って投資しなかった場合は、奨励類プロジェクトとして取扱わない。ただし、斯かる法律（たとえば、ある産業分野の個別規定）で制限または禁止がないという前提であれば、<u>許可類プロジェクトとして取扱うことができる。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>《指导外商投资方向规定》</u>第4条第2款规定，不属于鼓励类、限制类和禁止类的外商投资项目，为允许类外商投资项目。因此，<u>某一外商投资项目归入鼓励类，无论是否对其附加了限制条件，都不可能再属于允许类</u>； ▪ 对鼓励类外商投资项目附加限制条件的目的是：一方面可以<u>促使外国投资者投资该外商投资项目，带动中国相关行业领域的发展</u>；另一方面，通过附加限制条件，<u>避免实力强大、技术先进的外国投资者全面占据中国相关行业领域的市场份额，保护中国相关企业、市场的发展</u>。 	<p>中国作为 WTO 的成员国，应实施全面的对外开放政策。在禁止类、限制类项目已做出合理保留的情况下，其他外商投资项目应当放开。<u>按照理解 1，鼓励类外商投资项目的限制条件无疑产生了变相限制、禁止外国投资者在中国投资的效果，涉嫌违反 WTO 规则</u>；</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对鼓励类项目附加限制条件的目的，是希望外国投资者可以通过合资、合作的方式进行投资，在合资合作的过程中，为中方投资者提供技术、管理等方面的支持，带动中国相关行业领域的发展。<u>因此，是否符合鼓励类项目的限制条件，只能决定外国投资者是否享受鼓励类项目的优惠政策，并不妨碍其投资</u>； ▪ 根据<u>《指导外商投资方向规定》</u>第4条第2款的规定，<u>不符合鼓励类限制条件的外商投资项目，不属于鼓励类项目，如果也不属于限制类和禁止类项目，那么就应当将其认定为允许类项目</u>。 	持该理解的主要政府部	据律师了解，北京市商务委员会、北京市发改委、上海市发改委、上海市商务委员会、浙江	据律师了解，江苏省商务厅、江苏省发改委、浙江省发改委、深圳市发改委等政府部门的部分工作人员
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>「外商投资方向指导规定」</u>第4条第2项では、奨励類、制限類および禁止類に該当しない外商投資プロジェクトは許可類プロジェクトであると定めている。したがって、<u>あるひとつの外商投資プロジェクトが奨励類に分類された後は、それに制限条件が付加されるかどうかを問わず、いずれの場合も許可類に改めて分類されることはない</u>。 ▪ 奨励類外商投資プロジェクトに制限条件を付加した目的は、<u>外国投資者がその外商投資プロジェクトに投資し、中国の斯かる産業分野の発展の牽引を促すことができる</u>一方で、制限条件を付加することで、<u>実力が強大で、技術の進んだ外国投資者が中国の斯かる産業分野の市場シェアを全面的に占めてしまうことを回避し、中国の斯かる企業、市場の発展を守る</u>ことにある。 	<p>中国はWTOの加盟国として、全面的な対外開放政策を実施しなければならず、禁止類、制限類プロジェクトをすでに合理的に留保している状況で、その他の外商投資プロジェクトは開放すべきである。<u>認識その1によると、奨励類外商投資プロジェクトの制限条件は、外国投資者の中国での投資を実質的に制限し、禁止する効果が生じており、WTO 規則に違反する疑いがある</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 奨励類プロジェクトに制限条件を付加する目的は、外国投資者が合併、合作の方式を通じて投資し、合併合作を行う過程で、中方投資者に技術、マネジメントなどの分野でのサポートを提供し、中国の斯かる産業分野の発展の牽引を願うことにある。<u>したがって、奨励類プロジェクトの制限条件に適合するかどうかは、外国投資者が奨励類プロジェクトとしての優遇を受けられるかどうかを決定できるだけであり、その投資を妨げるものではない</u>。 ▪ <u>「外商投資方向指導規定」</u>第4条第2項の規定によると、<u>奨励類制限条件に適合しない外商投資プロジェクトは、奨励類プロジェクトには該当せず、もしも制限類と禁止類のプロジェクトにも該当しないならば、これを許可類プロジェクトと認定すべきである</u>。 	主な理由	その認識を持っている	筆者が把握する限りでは、北京市商務委員会、北京市发改委、上海市发改委、深セン市发改委などの政府部門の一

門	省商务厅等政府部门的 部分工作人员 倾向于认同该理 解。	倾向于认同该理解。
---	---------------------------------------	-----------

主要 な政 府部 門	会、浙江省商務庁な どの政府部門の一部 職員はこの認識に賛 同する傾向にある。	部職員はこの認識に賛 同する傾向にある。
---------------------	--	-------------------------

律师理解，在相关法律没有明确规定的前提下，两种理解都有其各自的道理，对此问题，还需要理论界、实务界的进一步研究、探讨。实务中，考虑到外商投资产业政策是外国投资者在中国投资的第一道法律屏障，如果拟投资的项目是附加限制条件的鼓励类外商投资项目，那么，需要遵从所在地相关政府部门的意见，因此，律师建议，在投资之前与当地的相关政府部门进行事先的沟通、确认，以便实现投资目的。

另外，除部分鼓励类外商投资项目有限制条件外，部分限制类外商投资项目也附加了限制条件。但是，对于限制类外商投资项目限制条件的理解，实务中，较为统一，即不符合限制类外商投资项目限定条件的要求的，不能进行投资，更不能转为允许类外商投资项目投资。

（里兆律师事务所 2011 年 11 月 25 日整理编写）

筆者の理解では、斯かる法律で明確な規定がないという前提においては、二通りの認識にはいずれも独自の道理があり、この点については、更に理論界、実務界にて一層研究、検討される必要がある。実務においては、外商投資産業政策は外国投資者の中国投資の 1 つ目の法的障壁であることから、もしも投資しようとするプロジェクトが制限条件付の奨励類外商投資プロジェクトであった場合には、所在地の関係政府部門の意見に従う必要があるため、投資を行う前には、現地の関係政府部門と事前に意思疎通を行い、確認し、投資目的の実現に備えておくのがよい。

また、一部の奨励類外商投資プロジェクトに制限条件があるほか、一部の制限類外商投資プロジェクトにも制限条件が付加されている。ただし、制限類外商投資プロジェクトの制限条件についての認識は、実務においては、やや統一されており、つまり、制限類外商投資プロジェクトの制限条件の要求を満たさない場合には、投資を行うことはできず、許可類外商投資プロジェクトに転向することは尚更のこと不可能である。

（里兆法律事務所が 2011 年 11 月 25 日付で作成）